

第 34 回 浜田市農業委員会総会会議事録

日 時：令和 5 年 11 月 24 日（金）9：30～10：28  
場 所：浜田市役所 4 階 講堂 A B C

1 出席委員

【農業委員】（13 名）

1 番 原田 義一    2 番 三浦 寿紀    3 番 佐々木京子    4 番 柿元 信次    5 番 川本 聖光  
6 番 野上 省三    9 番 河崎 健    10 番 宮崎 龍生    12 番 高橋 伸幸    13 番 大崎 健太  
14 番 中田 善喜    16 番 佐々森義見    17 番 渡辺 弘之

【農地利用最適化推進委員】（15 名）

1 番 前田 正典    2 番 徳田マスエ    3 番 永見 繁廣    4 番 小谷 保雄    5 番 小川 明人  
9 番 藤若 裕香    10 番 橋本 安延    11 番 串崎 美之    12 番 小松原常雄    13 番 渡邊 弘登  
14 番 河野 恒弘    16 番 田村 邦麿    17 番 岡田 勝    18 番 大谷 数義    19 番 長野 昭三

2 欠席委員

【農業委員】（5 名）

7 番 岡本 健治    8 番 青葉 真    11 番 玉田 一    15 番 林 秀司    18 番 奥迫 忠幸

【農地利用最適化推進委員】（3 名）

6 番 領家 悟    8 番 岡本 定文    14 番 近重 邦昭

3 総会次第

(1) 会長挨拶

(2) 議題

○報 告

農地法第 5 条の規定による許可の取り消しについて（1 件）

公共事業による廃土処理届出について（1 件）

○議 案

議第 1 号 農用地利用集積計画の策定について（6 件）

議第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について（3 件）

議第 3 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について（2 件）

議第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について（2 件）

議第 5 号 転用統制外証明願について（非農地証明願）（3 件）

令和 5 年 11 月 24 日

浜田市農業委員会  
会長 原 田 義 一

4 事務局出席職員

農業委員会事務局：新開局長、岡本農地係長、佐々木主任主事

産業経済部農林振興課：松本事務員

しまね農業振興公社：植本農地集積相談員

議 長	はじめに総会を開催するにあたり、浜田市農業委員会会議規則第 4 条により、本日の出欠状況等の報告を事務局よりお願いします。
事務局長	本日、欠席の通告がありました農業委員は、7番の岡本委員、8番の青葉委員、11番の玉田委員、15番の林委員、18番の奥迫委員、以上5名から欠席の届出がありました。それから、5番の川本委員、13番の大崎委員から早退届が出ております。農業委員の出席は、現在、過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定により総会は成立していることを報告します。また、農地利用最適化推進委員の欠席は、6番の領家委員、8番の岡本委員、14番の近重委員、以上3名から欠席の届出が出ております。それでは、浜田市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、よろしくお願ひいたします。
議 長	事務局から報告がありましたように、本日の総会は成立しております。ただいまから第34回浜田市農業委員会総会を開催いたします。 続いて、浜田市農業委員会会議規則第15条に規定する議事録署名委員を指名いたします。6番 野上委員、10番 宮崎委員、よろしくお願ひします。 非常に最近はいよいよ暑い日が続いておりましたが、今日は少し肌寒いような天候でございます。明日、明後日も天候が崩れるようですが、また月曜日ごろから暖かくなるという、いわゆる異常気象でございます。このようなことで野菜等の生産も鈍っていると聞いております。どんな年になるのかわかりませんが、一つ良い年になりますように願っています。 本日の議事が円滑に進行できますよう、委員のみなさまのご協力をよろしくお願ひします。 それでは、議事、報告に入ります。報告は、農地法第5条の規定による許可の取り消しが1件、公共事業による廃土処理届出が1件です。事務局の説明をお願ひいたします。 なお、事前の質問等がありましたら、併せて事務局の説明をお願ひします。
事務局	第5条の規定による許可の取消について説明します。資料をご覧ください。この届出は、令和5年8月24日の総会で承認許可いただいた案件です。取消の内容は、当初、会社（法人）の保養所及び駐車場として整備する計画でしたが、税務上の問題があり、譲受人を法人から個人に変更しなければならなくなったため、今回の農地法第5条の議案で改めて申請されています。続きまして、公共事業による廃土処理届出について説明します。資料をご覧ください。届出は、弥栄町木都賀の畑、1筆、1,238㎡です。事業内容は、宅地自然災害防止工事に伴う廃土90㎡を工事個所近くで、経済的に廃土できる届出地に廃土されます。現地確認で、廃土個所も農地などとして利用しやすくなると思われました。期間は、令和5年12月1日から令和6年3月31日までの予定で、廃土処理中に周辺農地や河川に流出しないように必要に応じて対策を講じることとされています。また、廃土後は、畑として整備し、土地所有者へ返還されます。事前質問はありませんでした。以上です。よろしくお願ひいたします。
議 長	それでは、議案に入ります。 議第1号、農用地利用集積計画の策定について、浜田市より農業委員会へ議決を求められています。なお、事前の質問等がありましたら、事務局の説明をお願ひします。
事務局	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画の

策定について、浜田市から農業委員会へ議決を求められております。

農用地利用集積計画（案）をご覧ください。農業者の皆さまから申出のありました利用権設定は、6件、10筆、13,698㎡で、同法第18条第3項の各要件を満たしていると判断されています。公告期間は、令和5年11月29日から12月12日までの14日間、開始日を令和5年12月1日以降とされています。

以上です。ご審議をよろしくお願いいたします。

議長

皆様方から何かありましたらお願いします。ありませんか。

無いようですので採決に入ります。農用地利用集積計画について、承認いただける農業委員、推進委員の挙手をお願いします。

委員

～ 挙手、全員 ～

議長

全員、挙手です。承認いたします。

続きまして議第2号農地法第3条の規定による許可申請は、3件です。

事務局の説明をお願いします。

事務局

農地法第3条の規定による許可申請の1件目27号について説明します。資料をご覧ください。申請は、金城町小国の田畑、8筆、1,979.3㎡で、贈与による所有権移転です。譲渡事由は、地区外に在住し、今後農地が管理できないため。譲受事由は、現在、譲渡人から依頼されて管理している申請地を譲受け、引き続き水稻、野菜、柿、栗などを栽培されます。周辺地域との関係、申請者意見等については、「万一被害が及んだ場合は関係当事者間で話し合いの上、責任を持ってこれに対応する。」と申請されています。現地確認により、宅地のうしろ側（北側）も果樹等を栽培されていますが、草刈り等され、適切に管理されておられました。

2件目の28号について説明します。資料をご覧ください。申請は周布町の田畑、4筆、2,993㎡、共有農地で持分は2/9、無償の所有権移転です。譲渡事由は、農業経験がなく、管理・耕作ができない。共有農地の持分を譲渡したい。譲受事由は、譲渡人とは親戚関係で、共有となっている農地の持分を譲り受けたい。譲受後は水稻、野菜、果樹を作付けされるそうです。周辺地域との関係、申請者意見等については、被害が生じた場合は、譲受人の責任において対処すると申請されています。担当委員さんと現地確認の結果、周辺は宅地や農地が多いため、管理が不十分で周辺に影響がある北側の2筆について、譲受人に除草等の依頼をし、写真のように処理していただきました。また、今後についても、この地域は特に農地や住宅に影響が大きい場所であり、農地として管理されない場合は、許可を取り消さなければならないことを伝えております。

3件目の29号について説明します。資料をご覧ください。申請は、宇野町の畑、1筆、468㎡、空き家バンクを利用した有償の所有権移転です。譲渡事由は、県外に在住し、家屋及び土地の管理ができない。譲受事由は、空き家バンクで住宅と農地を取得し、家族で家庭菜園を行いたい。周辺地域との関係、申請者意見等については、家庭菜園なので周辺の農業に影響はないと思われるが、もし被害が発生した場合には住民の方々と協議して解決して行きますと申請されています。

27号から29号につきまして、所有権移転後の農地の利用、労働力、地域との関係に問題がなく、農地法第3条第2項の不許可事由に該当しないと判断いたしました。

事前質問はありませんでした。以上です。ご審議よろしくお願いいたします。

- 議 長 続きます、担当委員から補足説明がありましたらお願いします。  
27号につきまして、9番の河崎委員、もしくは藤若委員から補足説明がありましたらお願いします。
- 河崎委員 先日、事務局と現地確認に行ってきました。資料の写真で見たとおり、少し傾斜地なのですが、しっかり草を刈ってきれいに管理をされておられまして、これならば大丈夫だろうということで、審議をいただくということになりましたので、よろしくお願いたします。
- 議 長 (原田会長) はい、28号につきましては、私の担当でございますが、先ほど説明ございましたように、事務局と見に行きました。ご存知のように相続の関係で、9分の2ということでございますが、きれいに整地されていますし、水回りもよいので、米、また野菜を作りやすいのではないかと思いますので、よろしくお願いたします。
- 議 長 続きます、29号につきまして、14番の河野委員お願いたします。
- 河野委員 先ほど事務局がご説明されたとおりですが、数十年空き家になっており、今回、空き家バンクを利用されて、畑に家庭菜園をするということで、地元としても、人口が増えて、とてもいいことだと思いますので、よろしくお願いたします。
- 議 長 その他、皆様方から何かありましたらお願いします。ありませんか。  
無いようですので、採決に入ります。農地法第3条の規定による許可申請について、ご承認いただける農業委員の挙手をお願いします。
- 委 員 ～ 挙手、全員 ～
- 議 長 全員、挙手です。承認といたします。
- 議 長 続きます、議第3号 農地法第4条の規定による許可申請は2件です。事務局の説明をお願いします。
- 事務局 農地法第4条の規定による許可申請の1件目12号について説明します。資料をご覧ください。申請は、三隅町湊浦の田、1筆、1,138㎡のうち82.8㎡です。転用目的は、居宅を建築するための進入路で、資金証明は通帳の写し等を提出されています。道路として進入路を使用するためには、浜田市の道路担当課へ農業委員会の転用許可が必要ということで申請されており、この許可による登記手続きはされず、道路担当課へ提出され、道路の許可を受けられます。なお、過去にも、申請地の西側を進入路として利用するため、同様に農業委員会の許可を受けて、その後住宅を建築されておられます。居宅の転用申請は、進入路が整備された後に手続きされるとのことでした。被害防止対策等につきましては、道路上の雨水は設置する側溝から市道の側溝へ排水するため周囲への影響はない。付近の農地への影響が無いよう万全を期して施工を行うが、万一被害が及んだ場合は、関係当事者間で話し合いの上うえ責任を持ってこれに対応すると申請されています。農地区分は第2種農地と判断しており、転用後、地域における営農及び集積に影響を及ぼさない農地で、農地法第4条第6項に該当し

ない農地と判断いたしました。

2 件目の 13 号について説明します。資料をご覧ください。申請は、長沢町の田畑、6 筆、1,044.21 m<sup>2</sup>です。転用目的は、駐車場用地で、無断で土地造成により駐車場としたことにより顛末書を添えておられ、資金証明は転用済のためありません。被害防止対策等につきましては、周辺への影響はないと思われるが、万一近隣から苦情があった場合には誠意をもって対処すると申請されています。許可の判断は、第 3 種農地のため原則許可の農地であり、農業上の土地利用との調整が調ったものであり、農地法施行規則第 44 条第 3 号に該当する農地と判断しました。

事前質問はありませんでした。以上です。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長

続きまして、担当委員から補足説明がありましたらお願いします。

12 号につきまして、17 番の渡辺委員、もしくは岡田委員から補足説明がありましたらお願いします。

岡田委員

居宅を建築するための進入路が必要で申請を出しておられますので、よろしくをお願いします。

議 長

続きまして、13 号につきまして、18 番の大谷委員から補足説明がありましたらお願いします。

大谷委員

現地確認の依頼を受けた日が、私も農業委員の奥迫農業委員も都合が悪く、一昨日現地を確認して参りました。資料の写真のとおり、中央を 2 車線の市道が走っております。その市道を建設するにあたり、当時、残土等をここに持ってこられたというふうに聞きました。内容については、先ほど事務局から説明があったとおりですので、よろしく願いいたします。

議 長

その他、皆様方から何かありましたらお願いします。

はい、三浦委員。

三浦委員

今、例えば、説明があったのですが、市道整備にあたって残土を持ち込まれたということだったのですが、当時の市は農地だったということ認識されて、こういうことになったのでしょうか。事務局でわかればお願いいたします。

議 長

事務局でわかればお願いします。

事務局

すいません。当時のことは、はっきりわかりませんが、例えば市道をつける時に、ここの土を廃土されたと言うことで、その後は、農地として利用しなければいけないところを駐車場として利用されている。また、許可がなく、土を置いてあった場合も農地として利用していないのでそれも問題ということで、顛末書を出していただいて、このような処理をさせていただいております。農業委員会もこういう案件があれば、注意し、指導しているところです。以上です。

議 長

そのほか、ありませんでしょうか。

無いようですので、採決に入ります。第 4 条の規定による許可申請について、ご承認いただける農業委員の挙手をお願いします。

委員

～ 挙手、多数 ～

議長

挙手、多数です。承認いたします。  
続きまして、議第4号農地法第5条の規定による許可申請は2件です。  
事務局の説明をお願いします。

事務局

農地法第5条の規定による許可申請の1件目24号について説明します。資料をご覧ください。申請は、野原町の畑、2筆、400㎡で、所有権移転は有償で、資金証明は残高証明書を提出されています。転用目的は宅地造成で、申請地周辺は宅地化が進み、住宅地としての需要が見込めるため、分譲住宅用地として整備したいと申請されています。予定工事期間は、許可日から令和6年12月31日までと申請されています。なお、担当委員さんと現地確認を行った際、現地写真のように盛土されておりましたので、確認したところ、令和5年9月頃から根堀した掘削土を申請地上に盛り、仮置き場として使用されておられたため、顛末書を提出していただいております。また、盛土をされる前に許可申請を提出していただければ、顛末書も必要ないかと思われましたので、あわせて申請者及び代行者へ指導しております。資金証明は、残高証明書を提出いただいております。被害防止対策等につきましては、隣接は住宅団地であり被害は出ないと思われるが、周囲に迷惑をかけないよう堅固に施工する。万一異議被害が発生した場合は、関係当事者間で話し合い、責任を持って対処すると申請されています。許可の判断は、第3種農地のため原則許可の農地であり、農業上、土地利用との調整が調つたものとして、農地法施行規則第44条第3号に該当する農地と判断しました。

2件目の25号について説明します。資料をご覧ください。申請は、国分町の畑、1筆、743㎡です。この申請は、報告事項で取消いたしました案件です。許可申請の内容は、譲受人を法人から個人に変更されるもので、令和5年8月24日に総会で承認許可いただいた内容と同様で、保養所・駐車場として利用されるものです。必要書類等も前回と同様に提出いただいております。許可の判断も同様で、第2種農地で、農地法第5条第2項の不許可の事由に該当しない農地と判断しました。

事前質問はありませんでした。以上です。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長

続きまして、担当委員から補足説明がありましたらお願いします。  
24号につきまして、19番の長野委員から補足説明がありましたらお願いします。

長野委員

内容につきましては、先ほど事務局から説明のあったとおりです。個人的には、この現場を見て、やはり農業に関する周知というものが不十分だと感じたところ。そのあたりをさらに周知していくことが必要ではないかと感じたところ。以上です。

議長

25号につきまして、14番の中田委員もしくは河野委員から補足説明がありましたらお願いします。

中田委員

10日に現地確認に参りましたが、写真のとおり、山の中にできた建物で変更ができませんので、どうぞよろしくお願い致します。

議 長 以上で事務局、担当委員さんからの説明が終わりました。  
皆さんからご意見ご質問ございませんでしょうか。  
事務局へ改めてお願いですが、今、長野委員が言われましたように、個人の場合は少し難しいかもしれませんが、こういう業者の場合には事前に申し入れをしておいていただいでですね。できるだけ始末書等がでないようにしていただければと思います。私からもお願いをしておきたいと思っております。  
その他、皆様方から何かありましたらお願いします。ありませんか。  
無いようですので、採決に入ります。第 5 条の規定による許可申請について、ご承認いただける農業委員の挙手をお願いします。

委 員 ～ 挙手、全員 ～

議 長 全員、挙手です。承認といたします。  
続きまして、議第 4 号転用統制外証明願（非農地証明願）は 3 件です。事務局の説明をお願いします。

事務局 議第 4 号転用統制外証明願の 1 件目の 25 号について説明します。資料をご覧ください。非農地証明の対象農地は、大辻町の畑、2 筆、141 m<sup>2</sup>で、年月日不詳より耕作放棄、現況山林と申請されています。農地区分は、第 3 種農地です。現地確認の結果、農地利用されておらず、再生は困難で、証明可能と判断しました。  
2 件目の 26 号について説明します。資料をご覧ください。申請は、三隅町井野の田畑、9 筆、3,820 m<sup>2</sup>で、昭和 50 年月日不詳より耕作放棄、現況山林と申請されています。農地区分は、農業公共投資の対象とはなっていませんが、農用地区域内農地となっている農地もありました。現地確認の結果、農地としての再生は困難であり、証明可能と判断しました。この申請は、農地法第 3 条申請で申請されていましたが、現地確認の結果、非農地証明で申請いただいております。  
3 件目の 27 号について説明します。資料をご覧ください。申請は、日脚町の畑、1 筆、809 m<sup>2</sup>で、昭和 60 年月日不詳より耕作放棄、現況山林と申請されています。農地区分は、第 3 種農地です。現地確認の結果、農地としての再生は困難であり、証明可能と判断しました。この申請は、当初、農地法第 3 条申請で提出されましたが、担当委員と事務局、該当地付近の方で確認したところ、現況は農地とは判断できませんでした。そのため、申請者に連絡したところ、農地としての利用は困難と判断され、非農地証明で申請され、その後の手続きは譲渡人と譲受人で調整していただくこととされます。  
事前質問はありませんでした。以上です。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 続きまして、担当委員から補足説明がありましたらお願いします。  
25 号につきまして、19 番の長野委員から補足説明がありましたらお願いします。

長野委員 事務局と現地を確認いたしました。山林の中を少しみましたが、下の方は段々になっているような部分もありましたが、そこには、かなり大きな木が生えており、ここを農地として再生するのはできないと判断したところでした。以上です。

議 長 26 号につきまして、5 番の小川委員から補足説明がありましたらお願いしま

す。

小川委員

先般の10日に私と川本委員と事務局で現地調査をしました。ご覧の写真のとおり山となっております。これを今更、田や畑にするのは困難だと思いますので、よろしくをお願いします。

議長  
(原田会長)

27号につきましては、私の担当でございますが、写真を見ても分かりますように、もう既に山になっており、とても畑として利用することはできない状況でございますので、よろしくをお願いいたします。

以上で説明が終わりましたが、何かご意見ご質問がありましたらお願いをいたします。はい、三浦委員。

三浦委員

27号について質問します。申請人の方の下に共有分9分の2という表現がありますが、あと残りの9分の7はどうされるのでしょうか。

原田会長

これは私の方から説明させていただきます。相続人が3名おられます。これが長女で、〇〇〇が2番目の子で、3人目は広島にいるという状況です。長女が亡くなり、子供が相続者というのが1点あり、他の部分については、相続ができてできないという状況です。できないというのは、〇〇〇は兄弟がもう1人存命しております。3人目のところは、広島にいて、子供が3人いますが、親父は亡くなっておりますので、子供に相続権が発生したのですが、ややこしくて相続できない。という状況です。たまたま長女の子供は相続できたので、母親が持っていた分の9分の2を相続したという状況でございます。

その他何かございますか。はい、大谷委員。

大谷委員

ただいまの説明でわかりませんので、教えてください。9分の2の非農地証明をしたということですか。9分の7はどのようになっていますか。

事務局

事務局から説明します。このことについては、県や農業会議に聞いてみました。例えば、非農地の場合ですが、誰かが申請することによって、例えば10人の相続人がいてもそのうちの1人の人が申請することによって、農地全体の地目を変更することはできます。ただ、持ち分は変わらないので権利が変わるわけではありません。この後、持ち分を変えようと思う時には、非農地証明で農地でなくしますので、所有権移転という形をされるのかもしれませんが、ということではよろしいですか。

大谷委員

はい、わかりました。

議長

その他、皆様方から何かありましたらお願いします。

ありませんか。

無いようですので、採決に入ります。

議第5号、転用統制外証明願（非農地証明願）について、ご承認いただける農業委員の挙手をお願いします。

委員

～ 挙手、全員 ～

議長

全員、挙手です。承認といたします。



議 長 以上で議案は終わりましたが、全体を通じて、その他、ご意見、ご要望がありましたらお願いいたします。はい、佐々木京子委員。

佐々木委員 毎回出てくるのですが、市の事業での工事の廃土を置いた後の問題ですが、後から農地に戻しますからということですが、所有者も本当に協議をされる意思があるのかということと、年齢的なこともありますし、そこに土を捨てる側の方の業者さんも本当に農業ができる形で返していただけるのかということとしっかりと念を押していただかないと、後々、農地に戻そうかと思ったら石がゴロゴロ出てきたとか、もう畑にできないとかという問題が起きないように、両方に意思を確認していただいて、農地として将来また使っていただける形にもらえるようお願いしたい。今後、何度もこういうことが起きますし、先ほどの駐車場になってしまったというのは、農地として戻してなかったのかもしれないし、所有者も農地として使う意思がなかったのかなという気がしないでもない。そこら辺を、今後、毎回出てくるので、しっかりと両者にお伝えしていくことが大事かなと思いました。

議 長 事務局の方で、今の意見に対してありましたらお願いします

事務局 委員さんが言われるとおりで、公共廃土にしても一時転用にしても、農地に戻ってない案件もあります。農業委員会事務局や市としても公共廃土については本当に農地として戻すようにしてくださいと、農地として利用しないのであれば、転用の手続きをしてくださいと、事業実施者において指導しております。また、自分は農業ができないけど、利用権設定されるとか、有効に利用できる農地については有効利用していただくように考えております。

議 長 その他、ご意見等、ありますか。  
無いようですので、以上を持ちまして、第 34 回総会を終了します。

終了 午前 10 時 28 分